

川崎市準用河川占用料徴収条例 新旧対照表

改正後(令和6年4月1日から)

改正前(令和6年3月31日まで)

別表(第2条関係)

種別		単位	占用料	
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	占用許可水量毎秒1リット	350円	
土地占用料	第1種電柱	1本につき1月	280円	
	第2種電柱		440円	
	第3種電柱		590円	
	第1種電話柱		250円	
	第2種電話柱		410円	
	第3種電話柱		560円	
	その他の柱類		25円	
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1月	3円	
	地下電線その他地下に設ける線類		2円	
	送電塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1月	510円	
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1月	510円	
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートルにつき1月	11円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		15円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		23円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		30円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		46円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		61円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		150円
外径が1メートル以上のもの		300円		
橋その他通路に供するもの		170円		
工事のための仮設建築物及び臨時材料置場	1平方メートルにつき1月	980円		
上記以外のもの	川崎市道路占用料徴収条例(昭和30年川崎市条例第7号)別表の規定に準じて市長が定める。			

別表(第2条関係)

種別		単位	占用料	
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	占用許可水量毎秒1リット	350円	
土地占用料	第1種電柱	1本につき1月	280円	
	第2種電柱		430円	
	第3種電柱		580円	
	第1種電話柱		250円	
	第2種電話柱		400円	
	第3種電話柱		550円	
	その他の柱類		25円	
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1月	2円	
	地下電線その他地下に設ける線類		1円	
	送電塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1月	500円	
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1月	500円	
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートルにつき1月	10円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		15円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		22円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		30円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		45円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		60円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		100円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		150円
外径が1メートル以上のもの		300円		
橋その他通路に供するもの		160円		
工事のための仮設建築物及び臨時材料置場	1平方メートルにつき1月	890円		
上記以外のもの	川崎市道路占用料徴収条例(昭和30年川崎市条例第7号)別表の規定に準じて市長が定める。			